

令和3年4月1日
改正 令和4年1月27日

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の
支出により確保された財源の活用方針

国立大学法人筑波大学

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）による本学における取扱い（以下「本制度」という。）に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保された財源の活用方針は以下のとおりとする。

1. 目標

本学は、学際的な協働の上に新たな学問分野を創成する「真の総合大学」として、学問分野の多様性と卓越性を高めるために必要な研究環境の向上、優秀な人材の確保等のために、本制度に基づき、PI等の人件費から拠出された財源を本学の研究力強化に活用する。

2. 上記目標を達成するための具体的な使途・活用策

本制度により拠出された財源については、下記のために活用するものとする。

(1) 本制度により人件費を拠出したPI等自身への処遇改善及び研究力強化支援

次の各号から、PI等が選択する。

(ア) 本制度に拠出したPI等への特別貢献手当の支給

(イ) 本制度に拠出したPI等への研究費の配分

【(イ)を選択した場合における使途の例示】

- ・ 研究室の環境整備のための費用
- ・ 論文費用、特許出願費用等研究成果の公開・活用のための費用
- ・ その他、PI等の研究推進に必要な経費

(2) 本学の研究力強化に資する方策

- ・ 研究人材、支援人材（URA・技術職員等）雇用に係る費用
- ・ 博士課程学生等、若手研究者活躍のための支援に係る費用
- ・ 基盤的な研究や挑戦的・萌芽的研究に対する研究費の支援
- ・ 研究設備・機器の共用化に係る費用
- ・ その他、本学の研究力強化に資する取り組みに係る費用

3. 本制度により確保された財源の配分及び活用について

本制度により確保された財源の配分については、本制度により人件費を拠出したPI等及び本部に配分し、予算の範囲内で、上記2に基づき活用することとする。

4. 活用にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のために判断するものであり、本学は直接的・間接的に本制度への拠出を強制はしない。
- (2) 本制度の活用にあたっては、上記1の目標の達成のために人事給与マネジメントの改善等を含む組織改革と一体的に実施する。
- (3) 本制度については、全学的な活用・実施状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しをする。

5. 附記

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

令和4年1月27日付け改正のこの取扱いは、令和4年4月1日から施行する。